

愛知県における健康福祉施策 (感染症対策)

令和5年11月20日

愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室

感染症対策を所管する県の組織

- 保健医療局

 - 医療計画課

 - 県 1 1 保健所

- 感染症対策局

 - 感染症対策課

 - (年度当初定数)

 - 感染症対策調整グループ (8 人)

 - 助成グループ (7 人)

 - 宿泊用療養支援グループ (6 人)

 - 自宅療養者支援グループ (3 人)

 - 医療体制整備室

 - 体制整備グループ (8 人)

 - 統計グループ (1 2 人)

 - 感染症グループ (8 人)

 - 結核・肝炎グループ (5 人)

 - ワクチン接種体制整備室

 - ワクチン総括グループ (6 人)

 - ワクチン調整グループ (1 1 人)

本日の内容

1 感染症の基礎知識

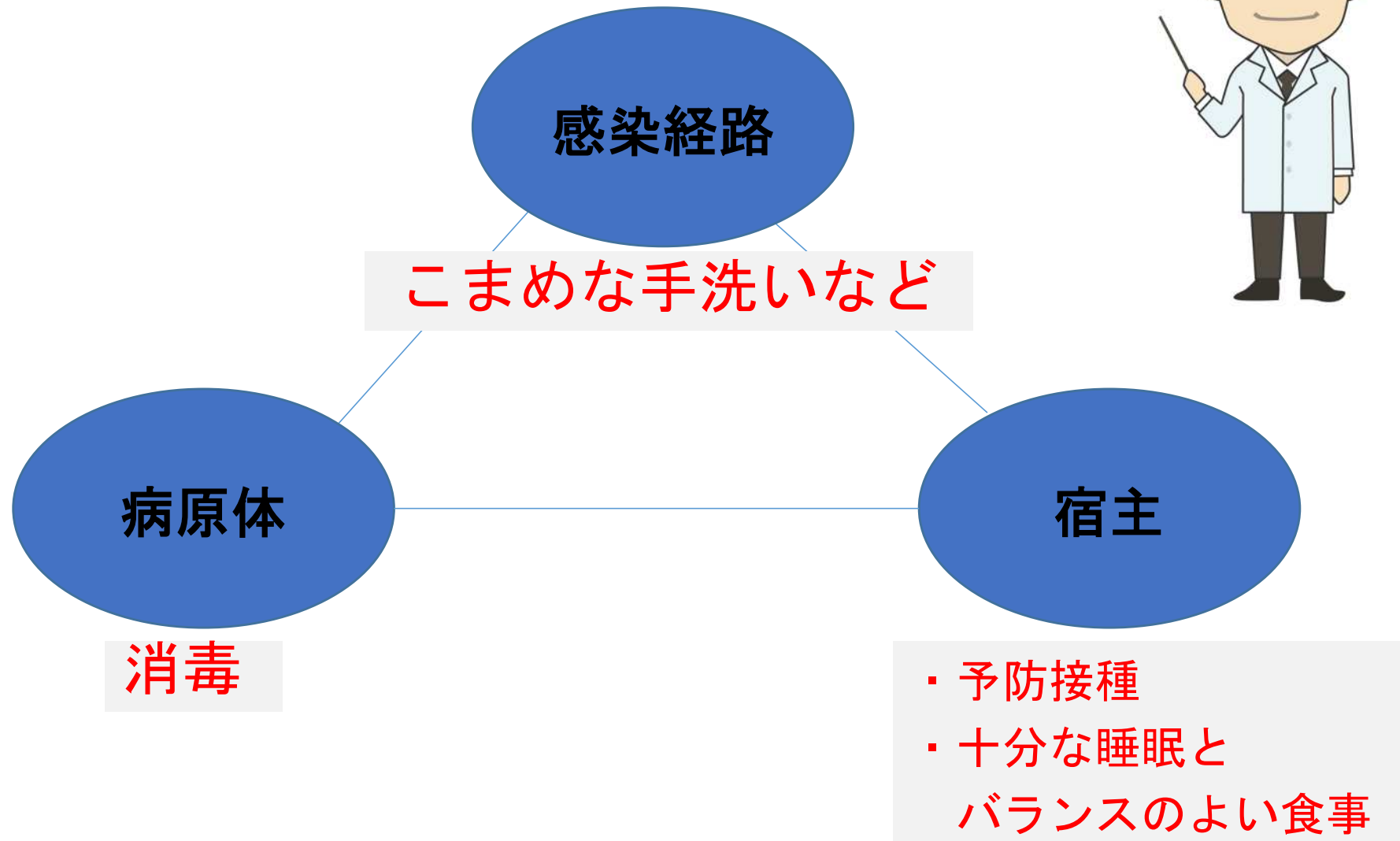
- (1) 感染症の分類
- (2) 感染症の類型と医療体制

2 県の感染症に対する施策

- (1) 感染症発生時の対応
- (2) 調査等
 - ア 発生動向調査
 - イ 新興・再興感染症検査
 - ウ 流行予測調査
- (3) 予防接種対策
- (4) 特定の疾病に対する施策
 - ア 結核
 - イ 風しん
 - ウ 肝炎
 - エ 新型インフルエンザ等

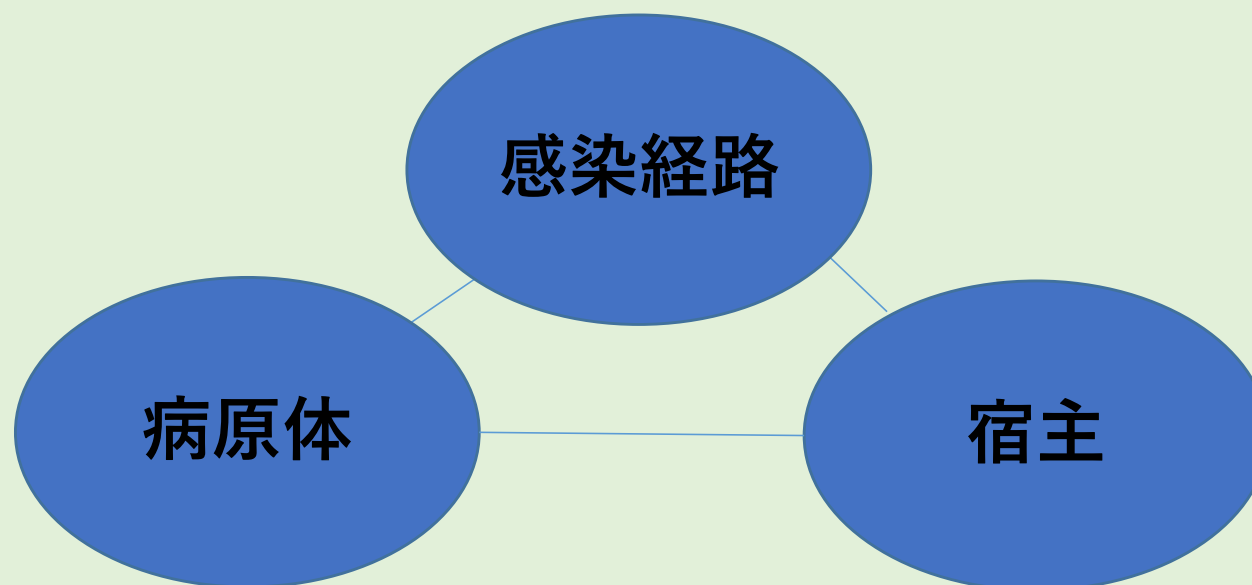
1 感染症の基礎知識

感染成立の3要因と感染対策



(1) 感染症の分類

- 感染の原因となる「**病原体**」による分類
- 感染の**経路**による分類
- **法律**による分類



○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

(2) 感染症の類型と医療体制

類型	疾病名	主な対応
新感染症	(現在該当なし)	原則として入院 特定業務への就業制限
一類感染症	ペスト、痘そう、エボラ出血熱等 (7疾病)	原則として入院 特定業務への就業制限
二類感染症	ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、結核、鳥インフルエンザ (H5N1又はH7N9)等 (7疾病)	状況に応じて入院 特定業務への就業制限
新型インフルエンザ等感染症	<u>新型インフルエンザ</u> 、 <u>再興型インフルエンザ</u> 、 <u>新型コロナウイルス感染症</u> 、 <u>再興型コロナウイルス感染症</u>	原則として入院 特定業務への就業制限
指定感染症	(現在該当なし)	
三類感染症	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	特定業務への就業制限
四類感染症	ウエストナイル熱、鳥インフルエンザ、マリア、重症熱性血小板減少症候群等 (44疾病)	媒介動物の輸入規制、消毒、ネズミの駆除等
五類感染症	インフルエンザ、 <u>新型コロナウイルス感染症</u> 、 <u>麻しん</u> 、 <u>風しん</u> 、 <u>クラミジア</u> 、 <u>ウイルス性肝炎</u> (A型及びE型を除く)、後天性免疫不全症候群等 (49疾病)	発生動向の把握、情報提供

類型	医療体制	医療費負担	
		入院	通院
新感染症	特定感染症指定医療機関 (国が指定)	全額公費負担 (医療保険適用なし)	—
一類感染症	第一種感染症指定医療機関 (県が指定)	医療保険適用 残額は公費負担	医療保険適用 (自己負担あり、結核のみ自己負担の一部を公費負担) *
二類感染症	第二種感染症指定医療機関 (県が指定)		
新型コロナウイルス [※] 等感染症			
指定感染症			
三類感染症	一般医療機関	保険適用 (自己負担あり)	
四類感染症			
五類感染症			

* 新型コロナウイルス感染症については、自宅療養者等の通院医療費を公費負担としている。

● 特定感染症指定医療機関

新感染症の所見がある患者、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定した病院です。（全国で4か所指定）

平成28年1月4日付けで常滑市民病院が特定感染症指定医療機関に指定されました。

病院名称	所在地	病床数
成田赤十字病院	千葉県	2
国立国際医療研究センター病院	東京都	4
常滑市民病院	愛知県	2
りんくう総合医療センター	大阪府	2

● 第一種感染症指定医療機関

一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院です。

病院名称	所在地	病床数
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院	名古屋市昭和区	2

● 第二種感染症指定医療機関（感染症病床）

二次医療圏	病院名称	所在地	感染症病床数
名古屋・尾張中部	名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター	名古屋市千種区	10
海部	愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院	弥富市	6
尾張東部	公立陶生病院	瀬戸市	6
尾張西部	一宮市立市民病院	一宮市	6
尾張北部	春日井市民病院	春日井市	6
知多半島	愛知県厚生農業協同組合連合会 知多厚生病院	知多郡美浜町	6
西三河北部	愛知県厚生農業協同組合連合会 豊田厚生病院	豊田市	6
西三河南部東	—	—	—
西三河南部西	医療法人豊田会 刈谷豊田総合病院	刈谷市	6
東三河北部・南部	豊橋市民病院	豊橋市	10

2 県の感染症に対する施策

- ◆ 愛知県感染症予防計画
- ◆ 愛知県結核対策プラン
- ◆ 愛知県肝炎対策推進計画
- ◆ 愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

<法令>

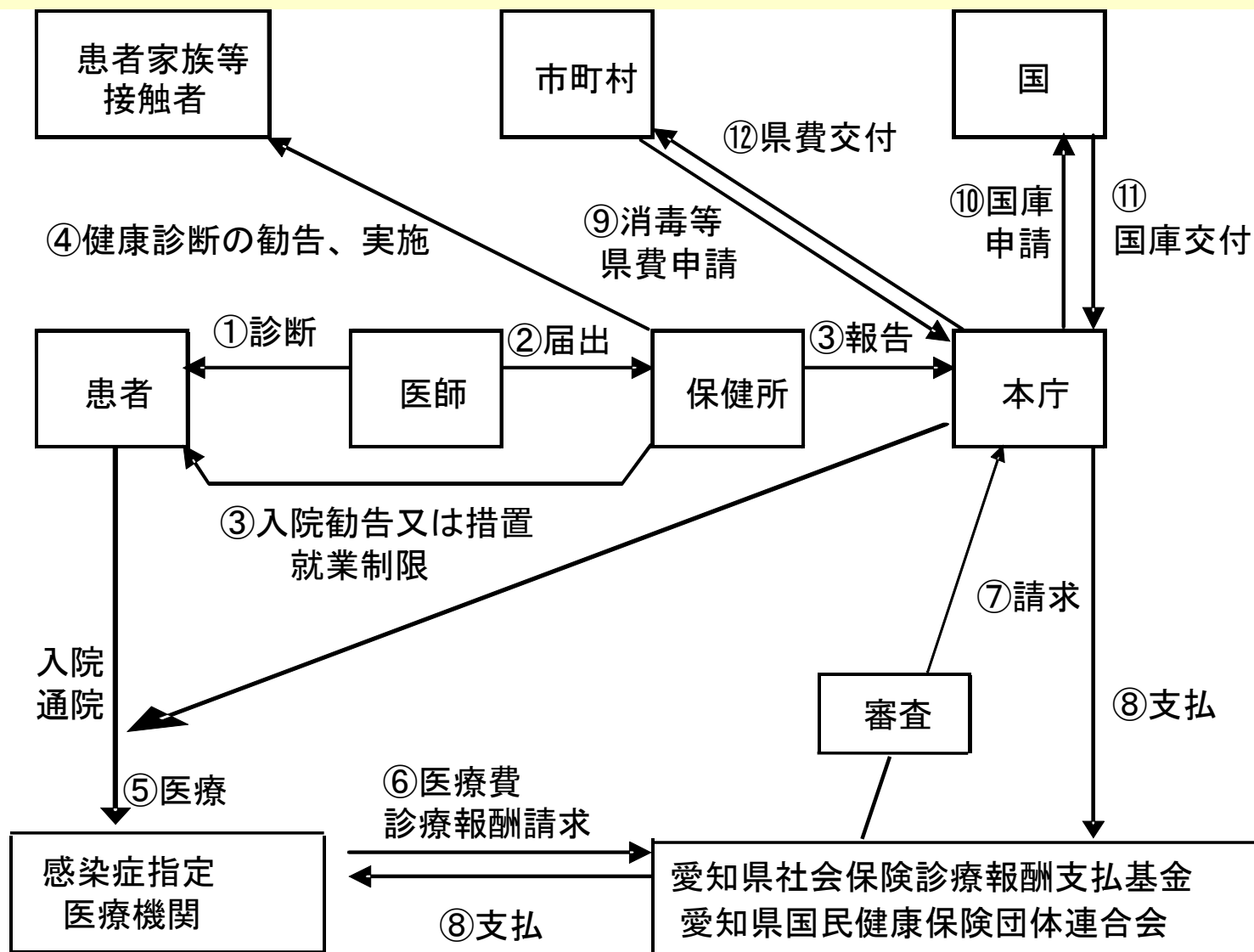
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- 肝炎対策基本法

<国が定める指針等>

- 特定感染症予防指針
 - ・ 結核
 - ・ 後天性免疫不全症候群
 - ・ 風しん
- 肝炎対策の推進に関する基本的な指針
- 新型インフルエンザ等対策行動計画

(1) 感染症発生時の対応

感染症法で入院勧告等の対応が求められる三類までの感染症患者については、患者への医療の提供及び感染拡大防止のための措置を実施している。



✓ 感染症病床の維持のための施策

＜指定医療機関運営費助成＞

県が指定する感染症指定医療機関の設置者に対して、施設運営費を助成することにより、指定医療機関の円滑な運営の促進を図っている。

✓ 患者の経済的負担軽減のための施策

＜感染症医療給付＞

医療費の保険適用後の自己負担分を公費負担する。

- ・ 入院勧告に基づく入院患者に対する医療費
- ・ 結核患者（主に通院）に対する医療費公費負担（総医療費の5%は患者負担）

(2) 調査等

ア 発生動向調査

(目的)

感染症の流行の実態を早期かつ的確に把握するため、感染症の監視体制の整備を図り、収集した情報を地域に還元することにより、患者の早期発見、早期治療、予防対策などを推進する。

(事業内容)

- 国、衛生研究所、保健所をコンピュータ・オンラインシステムで結び、医療機関からの報告をまとめる。
- 疾病を診断した場合にすべての症例を届出対象としているもの、定点医療機関から定期的に報告を受けるものがある。
- 週単位で集計、分析した情報を県内関係機関へ提供するほか、愛知県感染症情報センターのホームページで公表している。
- また、異常な発生状況を探知した際には、個別に記者発表し、注意喚起を促している。

記者発表の翌日には、

2023年11月10日 (金)

中日新聞 朝刊

40代の男性 サル痘感染

県内初

県は18日、県内の40代男性がサル痘に感染したと発

表した。県内でサル痘の感染者が確認されるのは初めて。県によると、男性は16日、発疹や発熱、頭痛などを訴えて医療機関を受診。

その後のPCR検査で陽性が判明した。容体は安定しているという。海外渡航歴はなく、ほかの感染者との接触も確認されていない。サル痘は、感染者と近くで対面して長時間飛沫にさらされた場合や、感染者が使った寝具などに触れた場合などに感染しやすいという。発症から2〜4週間で治癒するとされている。

県4年ぶりインフル警報

過去10年で最も早く

県は9日、県内全域にインフルエンザ警報を発令した。コロナ禍前の2019

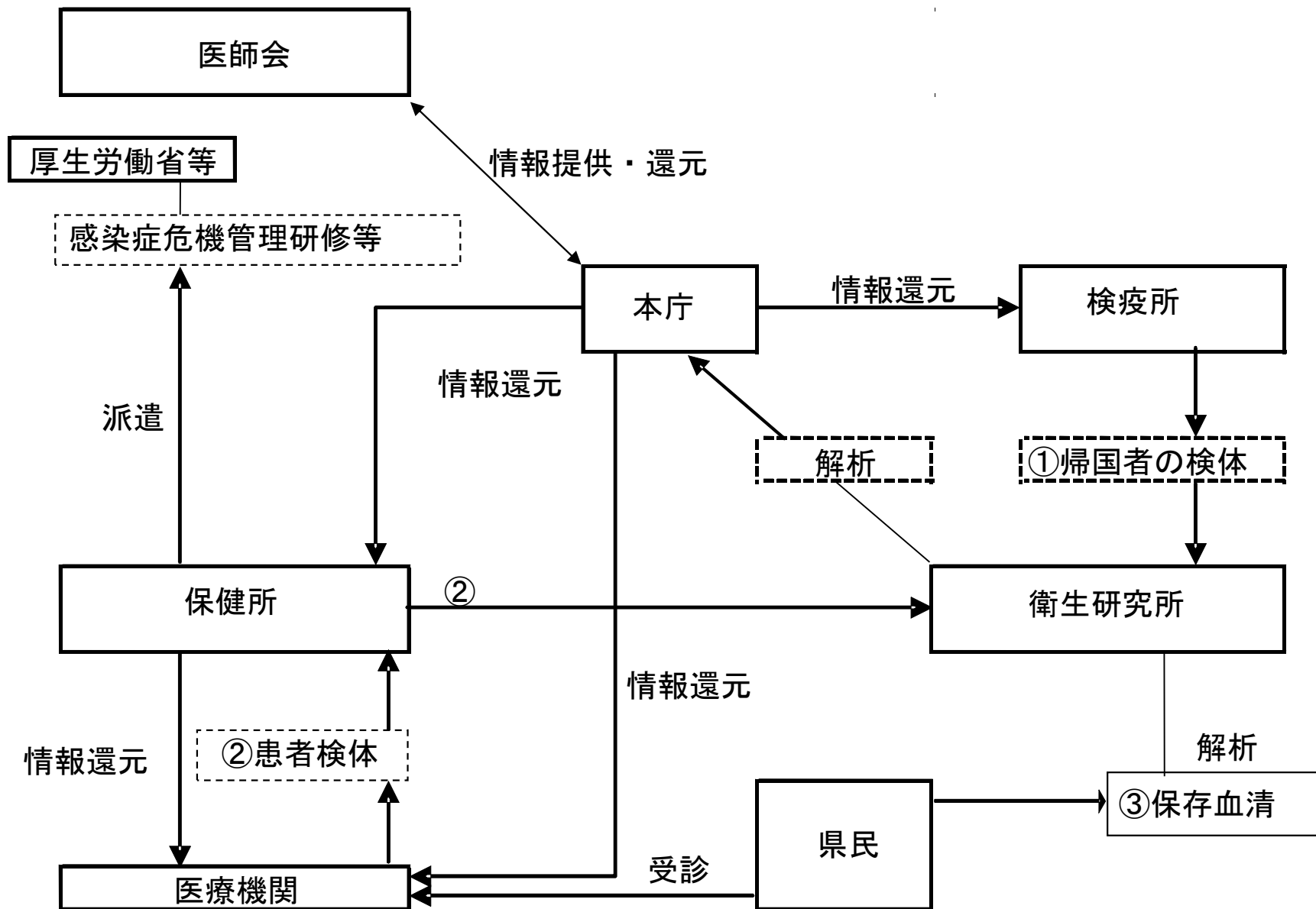
34・62人となり、警報の基準となる30人を上回った。県は10月26日に10人を上回ったとして注意報を出していた。

年12月以来4年ぶりの発令で、過去10年では最も早い。マスクの着用や手洗い、早めのワクチン接種などを呼びかけている。

県感染症対策課によると、10月30日〜11月5日の1週間で、県内の定点医療機関当たりの患者報告数が

イ 新興・再興感染症検査

エボラ出血熱等の新興感染症及びマラリア等の再興感染症対策を推進するため、病原体検査や抗体検査等を実施する。



ウ 流行予測調査

定期予防接種対象疾患の病原体に対する住民の抗体保有状況等を把握し、ワクチン株決定の際の学術的な根拠資料とする。

(対象疾病)

- ・ ポリオ
- ・ インフルエンザ
- ・ 風しん
- ・ 麻しん
- ・ 日本脳炎
- ・ 百日咳
- ・ ジフテリア
- ・ 破傷風



この調査結果から、風しんの抗体化の低い年代が判明し、新たに予防接種の対象に加えられた。

(3) 予防接種対策

予防接種による健康被害者に対し、市町村が行う救済事業及び調査事業の実施に対して助成する。

(障害年金、障害児養育年金、医療費、医療手当、葬祭料、死亡一時金)

<予防接種法>

- ・ 定期 (接種の努力義務あり、接種費等は、多くが公費負担)
- ・ その他 (接種の努力義務なし、接種費用は自己負担)

定期の予防接種は、非接種者の個人の感染防止のほか、感染拡大を防止する社会免疫も期待される。予防接種の副反応による健康被害には、手厚い対応が求められる。

定期接種の実施者は、市町村。

愛知県内では、かかりつけ医が住所地と異なる場合でも、接種が可能。対応医療機関は、県医師会のホームページで公開中。

(4) 特定の疾病に対する施策

特に対策が求められている感染症

- 国が特定感染症予防指針を定める感染症
- 県が計画を策定し、対策を実施している感染症



ア 結核
イ 風しん
ウ 肝炎
エ 新型インフルエンザ等
オ エイズ

ア 結核

愛知県結核対策プラン

国の指針を踏まえ、県や関係団体等が連携して取り組むべき課題に対し、取り組みの方向性を示す。

目次

策定の趣旨、はじめに

第一 患者情報の把握

- 一 結核に関する情報の収集・分析及び公表
- 二 感染症発生動向調査（結核）の体制等の充実強化

第二 発生の予防及びまん延の防止

- 一 結核の予防のための施策
- 二 法第五十三条の二の規定に基づく定期の健康診断
- 三 法第十七条の規定に基づく結核に係る健康診断
- 四 BCG接種

(続き)

第三 医療の提供

- 一 基本的考え方
- 二 結核の治療を行う上での服薬確認の位置付け
- 三 その他結核に係る医療の提供のための体制

第四 調査及び研究の推進

第五 人材の養成

第六 知識の普及等

第七 施設内（院内）感染の防止等

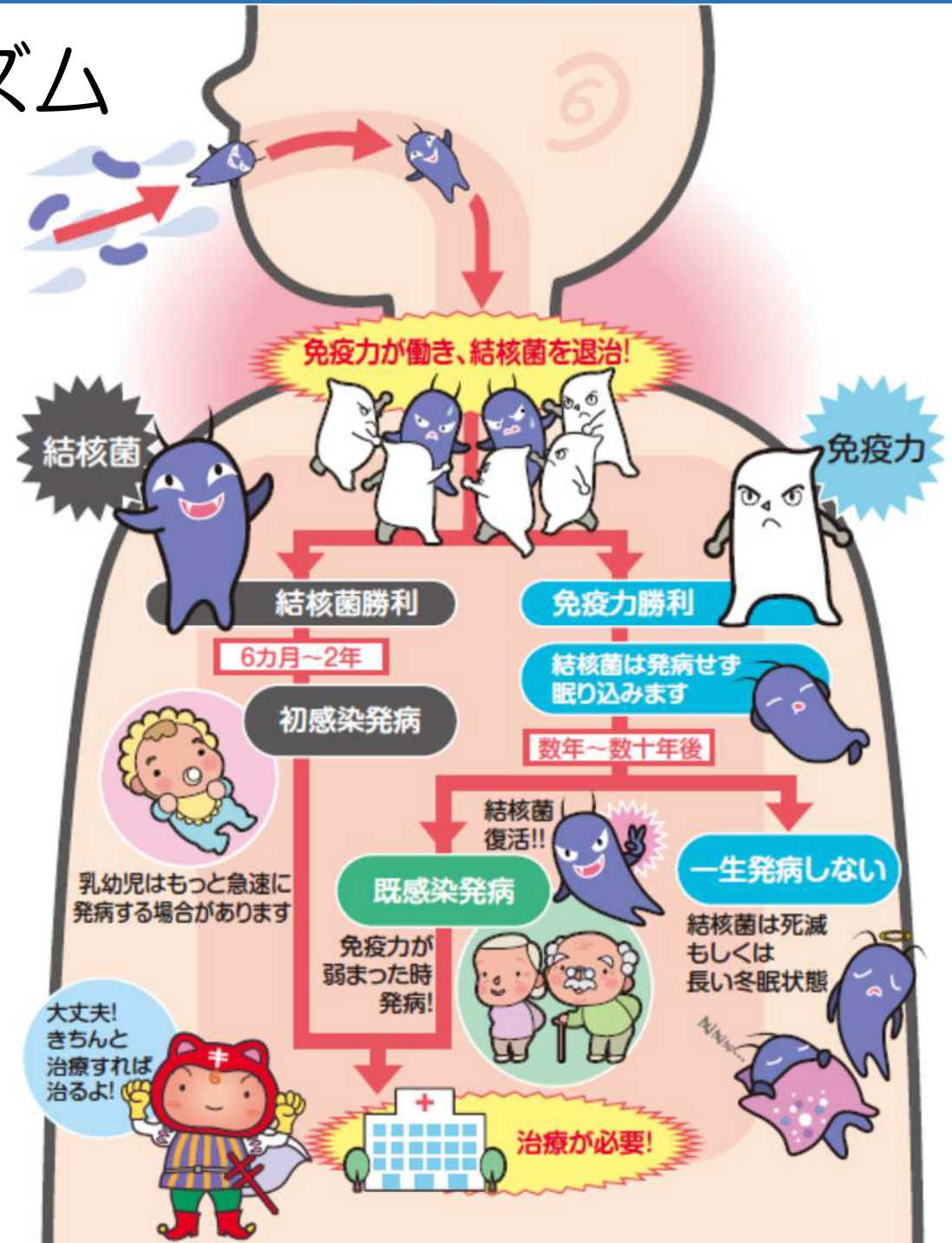
- 一 施設内（院内）感染の防止
- 二 小児結核対策
- 三 保健所の機能強化

第八 罹患状況の数値目標

結核対策プラン目標値一覧

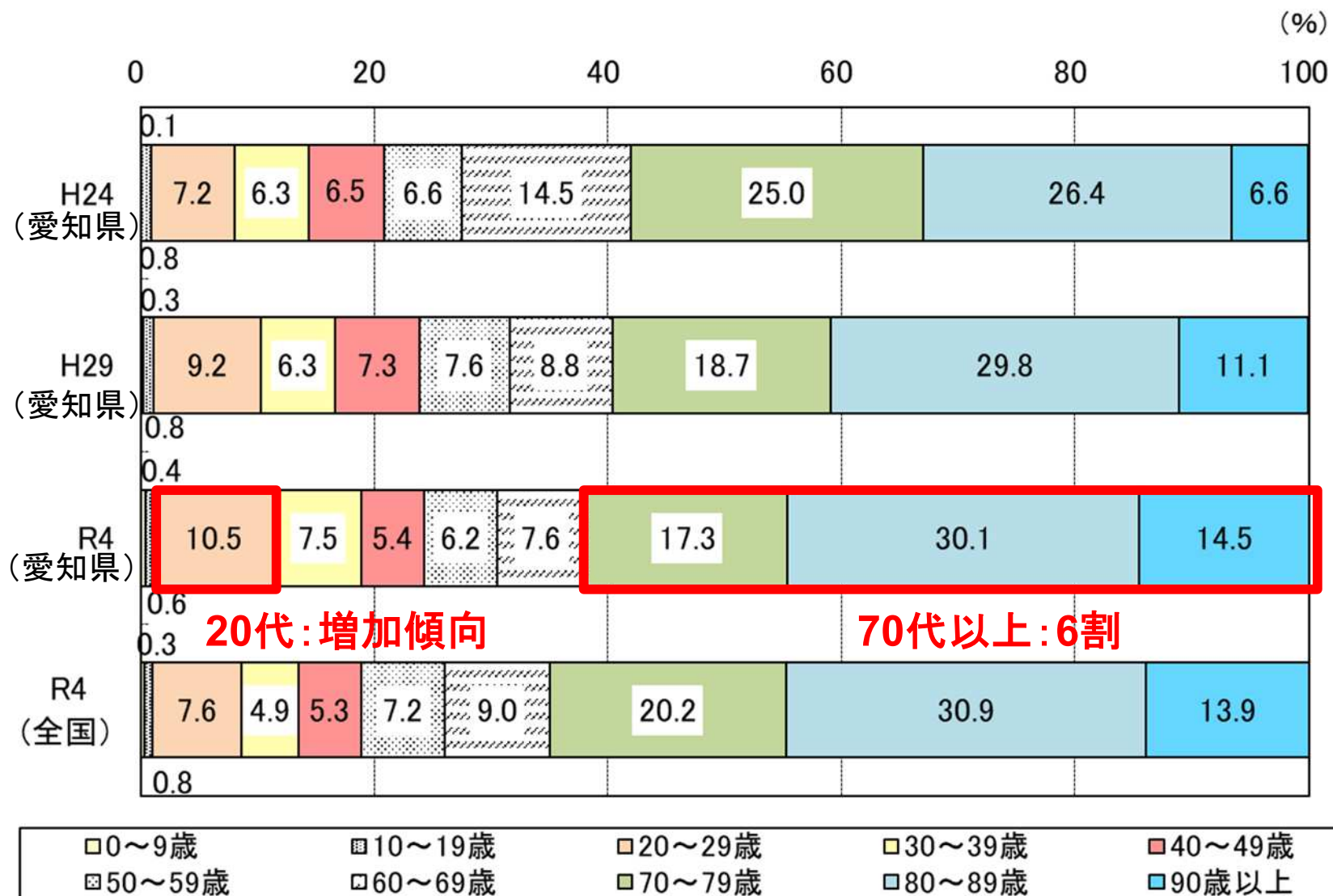
結核発病のメカニズム

- 結核菌が体の中に入る（吸い込む）ことにより感染する。（空気感染）
- 結核菌は、主に肺の内部で増殖し、咳、痰、発熱など、風邪のような症状が現れる。



(公財) 結核予防会
「結核の常識」から転載

新登録患者数の年齢別割合の推移



イ 風しん

先天性風しん症候群の発生を抑えるため、風しんの抗体検査により、風しんワクチンの接種が必要な者を抽出し、さらに市町村が実施するワクチン接種の助成について補助し、風しん対策を推進する。

《対策の変遷》

平成24年後半 風しん患者急増

平成25年6月 市町村のワクチン接種事業に対する補助制度立上げ

平成26年4月 女性を対象とした抗体検査事業開始

平成30年夏 全国的に流行

平成31年4月 風しん抗体検査の対象を拡大

- ・ 配偶者や同居者
- ・ 昭和37年度から昭和53年度までに生まれた男性

検査の結果免疫が不十分と判明した場合には、ワクチン接種の対象とする（令和6年度まで）。

ウ 肝炎

愛知県肝炎対策推進計画（令和5年3月 第3期策定）

【基本目標】

肝炎を早期発見し、安心して治療ができる あいちの実現

計画を推進するための3本柱

- 1 正しい知識の普及啓発と受検の促進
- 2 検査から治療への適切な移行
- 3 適切な肝炎医療の提供

➤ 正しい知識の普及啓発と受検の促進

ア 肝炎に関する正しい知識の普及啓発

- ・ 日本肝炎デーと肝臓週間にあわせた集中的な啓発活動
- ・ 一般県民への感染予防・病態・治療等に関する啓発と効果的な広報の実施
- ・ 若年層に対する感染予防のための普及啓発

イ 肝炎ウイルス検査（検診）の受検促進

- ・ 市町村肝炎検診の個別勧奨事業の推進
- ・ 職域への受検勧奨（産業医等からの受検勧奨を要請）

➤ 検査から治療への適切な移行

- 検査結果伝達時の陽性者に対する専門医療機関への受診勧奨の徹底
- 陽性者の医療機関受診状況の把握と未受診者への受診勧奨ができる体制の整備
- 検査の陽性者に対する初回精密検査費用及び定期検査費用の助成



➤ 適切な肝炎医療の提供

ア 医療体制の整備

- ・ 拠点病院・専門医療機関との連絡協議会の充実
- ・ 病態に応じた適切な肝炎医療の提供のための研修の実施

イ 安心して治療を受けるための患者支援

- ・ 肝炎相談室の相談機能の充実等
- ・ 陽性者自らに受診を促す肝臓手帳の配布
- ・ 国の制度に基づく医療費助成制度の継続実施
- ・ 職場環境づくりに向けての事業主等への働きかけ
- ・ 愛知県肝炎医療コーディネーターの養成

エ 新型インフルエンザ等

愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画

(平成25年11月策定)

目次

第1 始めに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 取組の経緯
- 3 県行動計画の作成

第2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定
- 5 対策推進のための役割分担

(続き)

6 行動計画の主要6項目

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス
- (3) 情報提供・共有
- (4) 予防・まん延防止
- (5) 医療
- (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

7 発生段階

- (1) 未発生期
- (2) 海外発生期
- (3) 県内未発生期 (国内発生早期以降)
- (4) 県内発生早期
- (5) 県内感染期
- (6) 小康期

「6 行動計画の主要6項目」の各項目について、発生段階に応じた対応を記載している。

● 現在の取り組み内容

- 県民への普及啓発
市町村向け新型インフルエンザ等対策研修会の開催
- 医療体制の整備
医療圏新型インフルエンザ等対策会議棟の開催、感染防護具の購入
- 新型インフルエンザ等対策行動計画の推進
指定地方公共機関との連絡調整
- サーベイランス体制の強化
ウイルスサーベイランスの実施 → ウイルスの抗原性、高インフルエンザウイルス薬への感受性等を調査
入院患者に関するサーベイランスの実施 → 入院患者数、臨床症状等を把握、PCR検査の実施
- 保健所の体制整備
感染防護具の更新等
- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄
- 新型インフルエンザ等専門家会議の開催

オ エイズ

国の指針をふまえ、愛知県の施策目標を定めている。

【目標の設定期間】令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

施策目標の区分		目標の内容	数値指標
最終目標	新規エイズ患者の低減	今後5年間で愛知県におけるエイズ患者報告数を約25%減少させる。 (R3 30人→R8 23人)	エイズ患者報告数 23人以下 (R8年末時点)
基礎目標 (県全体)	H I V感染者の早期発見	今後5年間で愛知県における新規報告件数に占めるエイズ患者の割合を全国平均値未満にする。	いきなりエイズ 29%以下 (R8年末時点)
	H I V検査体制の充実	今後5年間で保健所等でのH I V検査について、愛知県全体のH I V検査件数を過去5年間の平均実績以上実施する。	H I V検査実績 11,000件以上 (R8年末時点)

【個別目標】自治体毎（県・保健所設置市）に設定する目標

施策目標の区分		目標の考え方	数値目標
基礎目標 (県個別)	正しい知識の普及啓発	リーフレット、Webツール、イベント・研修及び広報を利用して既存のターゲット層（中学生・高校生・大学生及びMSM）に加え、職域、外国人に対して重点的に啓発を行う。	左記ターゲット層に毎年1回以上実施
	医療体制・長期療養体制の整備	HIV感染症の医療及び長期療養体制の整備を行うため、HIV感染症医療推進会議を開催する。	年1回以上

➤ 感染予防のためにとるべき行動

- 感染経路を断つ
- ワクチン接種を受ける
- 栄養を取り、規則正しい生活をする

➤ 県の施策

- 調査による現状把握
- 注意喚起、啓発
- 医療体制の整備
- 適切な医療へつなげるためのフォローアップ
- 経済的支援

(患者の医療提供、予防接種による健康被害者の救済、
営業自粛による補償 等)